

歴史的砂防施設の評価

1. 歴史的砂防施設の特徴

歴史的砂防施設には、以下に示す砂防施設としての特徴があり、これらを踏まえた上で、その歴史的、文化的価値を把握しなければならない。

歴史的砂防施設は過去の個別の災害に対応して築造された経緯を持ち、現在も防災施設としての機能を発揮している場合が多い。

歴史的砂防施設は一般の土木構造物と比較してその立地が山間、奥地に多く、人目につくことは少ない。

砂防施設は実用機能本位の構造物が多く、意匠のみに配慮された事例は総じて少ない。

砂防施設は、一般の土木構造物と比較して、立地する個々の土地の特性に応じた技術によるものが多く見られる。

砂防施設を含めた土木構造物は同種・同形態のものが多数存在する。

2. 歴史的砂防施設の登録有形文化財としての評価の考え方

歴史的砂防施設は、文化財の種類のうち、これまでのところ有形文化財として文化財保護が図られている。ここではわが国に多数存在する歴史的砂防施設に関して、その機能を維持しつつ、文化財として広く保護することを想定し、主に登録有形文化財としての評価の考え方を示す。

登録有形文化財の登録基準（平成8年8月30日文化庁告示第152号）及び歴史的砂防施設の評価を検討するためのその具体的な例示を表3.1に示す（詳細については参考資料2を参照）。ただし、登録基準の具体的な例示はここに示されたものに限定されるものではなく、学術団体の調査報告書等で評価されている歴史的砂防施設のほとんどは基準を満たしていると考えられる。なお、参考までに国の重要文化財の指定基準を参考資料-3に示す。

表 - 3.1 登録有形文化財の登録基準と歴史的砂防施設における具体的な例示

築後50年を経過した建造物で、以下の要件のいずれかに該当するもの	
登録基準	具体的な例示
国土の歴史的景観に寄与しているもの	<ul style="list-style-type: none">・特別な愛称などで、広く親しまれている場合・その土地を知るのに役立つ場合・絵画などの芸術作品に登場する場合・新たな景勝を創出した場合・地域の発展に貢献している場合
造形の規範になっているもの	<ul style="list-style-type: none">・デザインが優れている場合・著名な設計者や施工者が関わった場合・後に数多く造られるものの初期の作品・時代や建造物の種類の特徴を示す場合
再現することが容易ではないもの	<ul style="list-style-type: none">・優れた技術や技能が用いられている場合・現在では珍しくなった技術や技能が用いられている場合・珍しい形やデザインで、他に同じような例が少ない場合